

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術(生殖を不能にする手術)を受けた方

(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

一時金の金額

320万円(一律)です。

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

請求手続きについて

- 請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。
- お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください(郵送による提出も可能です)。
- 請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

請求書の記載事項や添付書類について

- ▶ 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日(時期)、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。
- ▶ 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書(特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください)
 - ※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など(一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます)
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料(例:障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術などの実施に関する書類など)
 - ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)

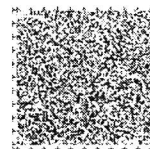
【請求期限：令和6年4月23日】

お問い合わせ先

- ▶ 具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ▶ また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

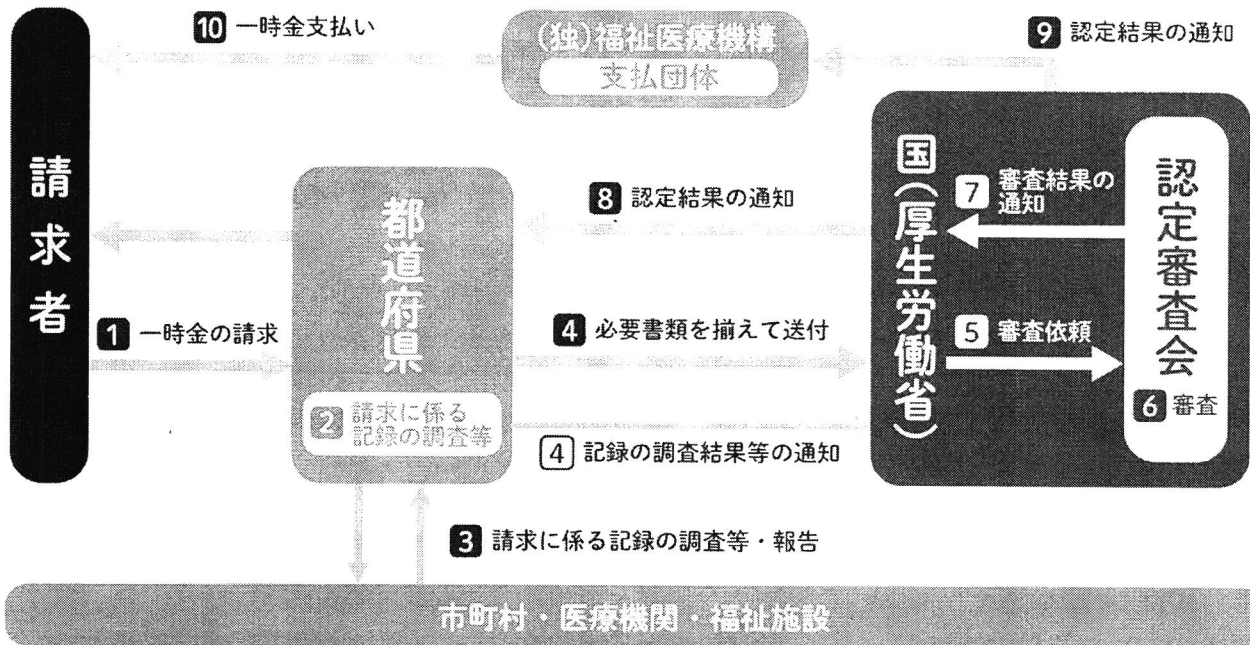


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。

一時金支給手続きの流れ（イメージ）



※上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
 ※請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

対象となる可能性がある場合は、まず下記へご相談ください

福島県 旧優生保護法に関する相談窓口

☎ 024-521-8294



FAX 024-521-7747

メールアドレス boshihoken@pref.fukushima.lg.jp

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁子育て支援課内

受付時間 8:30～17:15 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

XXXXXXXX 直接来庁を希望される場合は、事前にお電話ください XXXXXXXX

厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753



メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

受付時間 9:30～18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

お問い合わせ先